

議案第 27 号

芽室町病院事業の設置等に関する条例中一部改正の件

芽室町病院事業の設置等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芽室町病院事業の設置等に関する条例（昭和 43 年芽室町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「科及び局」を「科、局及び室」に改め、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 地域連携室

(7) システム管理室

別表 4 中「105,000 円」を「155,000 円」に、「110,000 円」を「160,000 円」に、「115,000 円」を「165,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

公立芽室病院の組織機構の変更を行い、医療機関としての機能を強化するとともに、分娩介助料を改正しようとするものであります。

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第18条 院務を分掌させるため、病院に次の科、局及び室を置き、別に出張診療所を置くことができる。</p> <p>(1)～(5) ー略ー</p> <p>(6) <u>地域連携室</u></p> <p>(7) <u>システム管理室</u></p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 分娩介助料 1件につき</p> <p>診療時間内 <u>155,000円</u></p> <p>診療時間外 <u>160,000円</u></p> <p>深夜、祝休日 <u>165,000円</u></p> <p>(双生児の場合は、5割増)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第18条 院務を分掌させるため、病院に次の科及び局を置き、別に出張診療所を置くことができる。</p> <p>(1)～(5) ー略ー</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 分娩介助料 1件につき</p> <p>診療時間内 <u>105,000円</u></p> <p>診療時間外 <u>110,000円</u></p> <p>深夜、祝休日 <u>115,000円</u></p> <p>(双生児の場合は、5割増)</p>